

令和5年第3回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和5年9月8日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 黒川理佳	2番 檜原浩二
3番 野口加代子	4番 竹内政幸
6番 武澤豪	7番 北上正弘
8番 後藤修	9番 坂東重夫
10番 藤本功男	11番 笠井安之
12番 中野厚志	13番 笠井一司
14番 檜原伸	15番 松村幸治
16番 吉田稔	17番 木村松雄
18番 阿部雅志	19番 原田定信
20番 三浦三一	

欠席議員（1名）

5番 原田健資

会議録署名議員

3番 野口加代子 4番 竹内政幸

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 町田寿人	副市長 安丸学
副市長 木下修一	教育長 高田稔
企画総務部長 坂東孝一	市民部長 岩野竜文
健康福祉部長 稲井誠司	産業経済部長 森克彦
建設部長 高田敬二	水道部長 吉岡宏
教育部長 森友邦明	企画総務部次長 大倉洋二
危機管理局長 小松隆	市民部次長 古川秀樹
健康福祉部次長 笠井孝彦	産業経済部次長 岡本正和
教育部次長 佐藤正彦	教育部次長 酒巻達也
吉野支所長 住友勝次	土成支所長 鈴田直城
阿波支所長 大塚清	農業委員会事務局長 相原繁喜

監査事務局長 坂 東 明

会計管理者 川 人 啓 二

水道部次長 吉 成 永 吾

財政課長 藤 井 信 良

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 大 森 章 司

事務局議事総務課長 松 永 祐 子

事務局議事総務課長補佐 藤 岡 知 寛

議事日程

日程第 1 市政に対する一般質問

日程第 2 議案第 4 0 号 令和 4 年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 議案第 4 1 号 令和 4 年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について

日程第 4 議案第 4 2 号 令和 4 年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

日程第 5 議案第 4 3 号 令和 4 年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認
定について

日程第 6 議案第 4 4 号 令和 4 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳
出決算認定について

日程第 7 議案第 4 5 号 令和 4 年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
認定について

日程第 8 議案第 4 6 号 令和 4 年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

日程第 9 議案第 4 7 号 令和 4 年度阿波市水道事業会計決算認定について

日程第 1 0 議案第 4 9 号 令和 5 年度阿波市一般会計補正予算（第 6 号）について

日程第 1 1 議案第 5 0 号 令和 5 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）に
ついて

日程第 1 2 議案第 5 1 号 阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第 1 3 議案第 5 2 号 阿波市印鑑登録条例の一部改正について

日程第 1 4 議案第 5 3 号 阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部改正について

（日程第 2 ～日程第 1 4 質疑・付託）

午前10時00分 開議

○議長（笠井一司君） 現在の出席議員は19名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（笠井一司君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回は引き続き行います。

まず初めに、12番中野厚志君の一般質問を許可いたします。

12番中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 議席番号12番中野厚志、ただいまから一般質問を始めます。

最初の質問は、阿北火葬場使用料金についてです。

吉野町の住民の方から、阿北火葬場を使用すると6万5,000円の料金を払わなくてはいけない、申請すれば助成制度で差額の4万5,000円は帰ってくるが、同じ阿波市民なのに阿波町や市場町の人と同じように最初から2万円の支払いで済むようにできないのかという声がありました。

そこで質問します。

土成町、吉野町の住民が利用する場合の使用料助成制度はどうなっているのか。

○議長（笠井一司君） 岩野市民部長。

○市民部長（岩野竜文君） おはようございます。

中野議員の一般質問の1問目、阿北火葬場使用料金についての1点目、土成町、吉野町の住民が利用する場合、使用料助成制度はどうなっているのかについて答弁をさせていただきます。

阿北火葬場管理組合は、本市の合併以前から市場町と阿波町及び吉野川市の川島町と山川町の4町を組合区域として管理運営されている一部事務組合でございます。火葬場の使用料につきましては合併以前より組合規定において、13歳以上の方が亡くなられた場合、組合区域となる市場町と阿波町の方は2万円、組合区域外となる土成町と吉野町の方は6万5,000円となっており、平成17年4月の合併以降も同様に運営がされており

ます。このことから、本市独自の火葬場使用に対する助成制度により、土成町と吉野町の方が阿北火葬場を使用された場合に市場町、阿波町の方と同様の負担となるよう火葬場使用料の助成金を交付しております。阿北火葬場を利用する際の使用料につきましては、組合規定に基づき、使用申請時に納付いただき、後日助成金の交付申請をお願いしています。阿北火葬場を使用される土成町と吉野町の方には助成制度のご活用にあたりし手続き等でご面倒をおかけいたしますが、ご理解を賜りますようお願いいたします。

今後も、火葬場の使用に対する助成制度につきましては、引き続き市民の方への丁寧な周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 今後は吉野川市や管理組合に働きかけていただき、組合地域の変更ができるよう要望をいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に参ります。

パートナーシップ制度について、今回本市のLGBTQ+の方の権利保障はどうなっているのかについて質問しようと思ったのは、テレビなどではG、ゲイの方の活動がよく見られますが、身近にLGBTQ+の方との接触はありませんでした。しかし、昨年9月の市の人権教育研究大会就学前部会で演題「誰もがありのままに生きられる社会に～性的マイノリティーの人権」という講演会があり、隣の市のトランスジェンダーの方の紹介があり、初めて身近に感じることができました。本市は、県内でも数少ないパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始した自治体です。その阿波市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の内容と利用可能な行政サービスはどうなっているのか答弁をお願いします。

○議長（笠井一司君） 岩野市民部長。

○市民部長（岩野竜文君） 中野議員の一般質問の2問目、パートナーシップ制度についての1点目、阿波市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の内容と利用可能な行政サービスはについて答弁をさせていただきます。

近年、性の多様性に対応した理解の在り方として、同性愛者や両性愛者及び心と体の性別に違和感を持たれている方など、いわゆるLGBTQ+と言われる性的マイノリティーの人たちに対する議論が深まっています。こうしたことから、本市では市民の多様性及び人権尊重の理解を深め、そして性的マイノリティーの方々の思いを受け止めるために、令

和4年10月から阿波市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の運用を開始しました。

この制度の内容としましては、同性同士の婚姻が法的に認められていない状況下において、本市の定める要綱の条件を満たした対象者が互いにパートナーであることを宣誓し、市がその宣誓を公的に証明することで市の定めるサービスの提供を受けることができます。宣誓をすることができる方につきましては、双方が民法に規定する成年に達していることや双方が本市に住所を有していること、また一方または双方がLGBTQ+であることなどで、要綱に規定している要件を全て満たした方が対象となります。宣誓方法につきましては、双方が自ら宣誓書に記入し、住民票の写しや戸籍抄本など必要書類を添付の上、提出していただくこととしており、その際運転免許証や旅券など本人が確認できる書類を提示いただく必要があります。本市においてパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされた方が民法に基づく婚姻と同様の関係とみなされ、宣誓者が利用可能な行政サービスとしましては、1点目として同居または同居しようとする親族とみなし、市営住宅への入居申込みを可能としています。次に、2点目として金婚・ダイヤモンド婚記念式典の対象者となります。最後に3点目として、市内に住宅を取得した方の生計を一にする配偶者とみなし、40歳以下の場合は住宅購入補助金の交付対象者となります。なお、以上の行政サービスにはそれぞれ対象要件がございますので、担当窓口にご相談をいただきたいと思います。

本市では、今後も市民一人一人が互いに人権を尊重し、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現を目指してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） この制度について、市民一人一人が互いに人権を尊重し、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現を目指しているとあります。この価値観の基となるのは憲法第13条、全て国民は個人として尊重される、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とするとあります。もう一つの価値観の基となるのは憲法第24条です。婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本とし、相互の協力により維持されなければならないとあります。日本は男女平等後進国で、性差別大国と言われています。男女不平等の度合いを示すジェンダーギャップ指数は、156か国中

120位です。ちなみに1位はヨーロッパのアイスランドです。しかも、G7で唯一同性婚や婚姻と同等の権利を保障するパートナーシップ制度を国レベルで導入していません。このことは、国連からもジェンダー平等に反するとして注意を受けています。一方で、全体の人口の6割超に及ぶ地方自治体が性的少数者のカップルを公的に認めるパートナーシップ制度を設けています。朝日新聞の2月調査でも、72%が同性婚を認めるべきだと答えました。

海外で結婚した日本人と外国人の同性カップルが、パートナー関係に基づく安定的な在留資格を求めて訴訟を起こしています。失業などで在留資格を失うと日本にとどまることができず帰国となり、カップルが共に暮らすことができなくなるという国際同性パートナーの人権も考える必要があります。自治体のパートナーシップ制度の利用カップルの中で外国籍を含むカップルがいるかどうか、政令市への調査がありました。横浜、川崎、大阪、京都、広島、福岡の6市がカップル数を回答し、合わせると90組いました。また、2019年に全国5か所の地方裁判所で起こされた同性婚訴訟の判決が出そろいました。5地裁のうち4地裁で同性婚を認めないのは違憲状態という判断が出たこと自体が画期的です。いずれも、憲法第24条第1項にある両性の合意が同性婚を排除していないと見ていました。両性とあるから同性婚は憲法違反だという主張は、もう完全に克服されたと言っていいでしょう。本市では、この制度を利用したカップルは誕生しているのでしょうか。期待していきたいと思います。

それでは、次の質問に参ります。

3番目は、本市の生活排水対策の現状についてです。

最近では合併浄化槽設置が推進されており、全国的には平成30年から令和元年にかけて合併浄化槽が単独浄化槽を上回った統計が出ています。それなら、阿波市はどのような実態なのか、またそれに関連して受皿の下水道や排水路の整備がどうなっているのか知りたいと思いました。かつて阿波市は農業用水不足解消のため、阿波用水を引き、水路を整備してきましたが、パイプ配管への転換などで農業用水路は生活用排水路に変わっているところもあります。質問通告書を提出しようとした8月28日の徳島新聞に、県内汚水処理普及67.4%、22年度末、21年連続全国最下位という国土交通省の資料が掲載されました。阿波市の名前はちょうど真ん中あたりに載っていました。

そこで質問します。

本市の生活排水対策の現状はどうなっているのか、答弁をお願いします。

○議長（笠井一司君） 岩野市民部長。

○市民部長（岩野竜文君） 中野議員の一般質問の3問目、合併浄化槽についての1点目、本市の生活排水対策の現状はについて答弁をさせていただきます。

本市の生活排水対策として、合併処理浄化槽の設置に対する補助金の交付に当たり、国の地方創生汚水処理施設整備推進交付金を活用するため、令和2年度から令和6年度を計画期間とする豊かで美しい環境保全と農業が育まれる活力あるまちづくり計画を策定し、合併処理浄化槽の普及と農業集落排水施設の機能向上に取り組んでいるところでございます。この計画では、合併処理浄化槽の普及促進に係る数値目標として単独処理浄化槽処理人口を、基準年度であります平成30年度の1万6,089人から令和6年度に1万5,689人とする目標を掲げており、中間年度の令和4年度では単独処理浄化槽処理人口は1万3,064人と既に目標を達成している状況となっております。一方で、令和4年度末現在の本市における汚水処理人口普及率は、農業集落排水施設が6.2%、合併処理浄化槽が56.1%の合計62.3%となっており、徳島県における汚水処理人口普及率67.4%を下回る状況となっております。このため、引き続き広報紙等を通じた普及啓発により単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進し、水環境の保全に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 合併処理浄化槽が増えていることは喜ぶべきことだと思います。しかし、汚水処理人口普及率が本市は62.3%で、県平均の67.4%を下回っている状況です。合併処理浄化槽の普及啓発を図るとともに、農業用生活排水用水路になっている水路の整備を住環境の改善という観点からも取り組んでいただきたいと思います。

以上をお願いして次の質問に参ります。

4問目は、トイレの洋式化についてです。

自分がまだ若くて健康で元気なときはあまり感じませんでしたが、70歳を過ぎて足腰が弱ったり障害があると洋式のトイレのありがたさを感じます。日本は高齢化社会、そして田舎ほど高齢化の比率が高いです。公共の教育施設も、学校を除けば高齢者の方が使用する比率が高くなりますのでトイレの洋式化は絶対的な必要条件と考えられます。本市の学校、公民館、図書館の教育施設の洋式のトイレの割合はどれぐらいかお答えください。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） 中野議員の一般質問の4問目、トイレの洋式化についての1点目、学校、公民館、図書館の教育施設の洋式トイレの割合はどれぐらいかについて答弁させていただきます。

初めに、学校施設のトイレにつきましては、文部科学省から令和2年9月時点の状況を取りまとめた公立学校施設のトイレの状況についてが公表されております。これは全国の公立小・中学校施設にある校舎や体育館など、児童・生徒が日常的に使用するトイレの状況を調査したものです。この調査結果によりますと、公立小・中学校におけるトイレの洋式化率は57%となっております。また、都道府県別では徳島県は43.6%となっており、全国平均と比較して13.4ポイント低くなっています。現在、本市の学校トイレ洋式化の整備状況につきましては、校舎や体育館、屋外トイレなどを含めたトイレの洋式化率は小・中学校合わせて68.7%で、全国平均と比較して11.7ポイント高い状況となっております。

続いて、公民館、図書館など社会教育施設のトイレ洋式化については、指定避難所となっております林、伊沢、久勝、大俣、八幡公民館ほか、令和元年度に建て替えました土成公民館・土成図書館及び令和4年度に大規模改修を行いました吉野笠井図書館についても洋式化が完了しており、現在公民館、図書館の洋式化率は全体で83.9%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 学校が68.7%、公民館、図書館が83.9%の洋式化率になっていることが理解できました。

トイレの歴史を考えると、水洗トイレができたことにより強い刺激臭がトイレからなくなりました。洋式トイレの導入は、足腰への負担が少なく楽だなと思いました。お父さん、トイレに新聞持ち込まないでという声も多くなりました。そして、シャワートイレができたことで清潔感も増しました。昔は長くいたくない場所だったトイレも、今では居心地の良い自分の空間と感じる人もいるでしょう。洋式化が100%に近づくことを願う立場からの質問です。

今後、トイレの改修の予定はどうなっているのかお答えください。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） 中野議員の一般質問の4問目、トイレの洋式化についての再

問、今後トイレ改修の予定はどうなっているのかについて答弁させていただきます。

近年、生活様式の変化に伴い洋式トイレの使用が多くなっています。このようなことから、和式トイレの利用に不慣れな児童・生徒がいることや、また災害時には学校施設や公民館など教育施設が避難所として利用されることから、避難してきた高齢者や体の不自由な方など、地域の多くの方が快適に使用できるようにトイレの洋式化や多目的トイレの設置を求める声大きいことも承知しております。本市の学校施設のトイレ改修につきましては、学校からの要望や学校施設などの教育施設の改修工事を行う際に併せてトイレの洋式化や多目的トイレの設置を進めています。公民館、図書館などの社会教育施設につきましては、阿波市公共施設個別管理計画に基づき、年次的に大規模改修工事や適切な維持管理を行い、安全・安心な教育施設を確保しているところでございます。また、今年度学校施設において吉野中学校屋内運動場大規模改修工事、社会教育施設については市場公民館及び阿波図書館の2か所の施設において大規模改修工事を行っており、その際にトイレの洋式化や多目的トイレについても改修しているところでございます。加えて、阿波中学校屋内運動場のトイレ改修を計画しており、改修工事に係る設計業務について本定例会に補正予算案として提案させていただいたところでございます。

今後につきましても、児童・生徒が一日の大半を過ごす生活の場である学校施設や地域住民の生涯学習の拠点施設でもある公民館、図書館などの社会教育施設において、市民の方々が安心して快適に利用していただけるよう定期的な施設点検はもとより、適切な環境整備に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁いただきました。

その中でトイレの洋式化や多目的トイレの設置を求める声大きい、今年度は吉野中学校屋内運動場、市場公民館、阿波図書館の大規模改修工事を行っている、阿波中学校屋内運動場のトイレ改修の計画もあることが分かりました。

何ものなれば、災害がなければ洋式のシャワートイレは気持ちよく用が足せる最高のトイレです。しかし、災害が起こって水も電気も使えないと役に立たない。以前行われました議員研修で、東日本大震災のときのトイレの状況を伝えてくれた画像が今でも目に焼きついて離れません。もちろん普通の洋式トイレ、シャワートイレは全く使えません。印象に残っているのが、ある学校で保護者から早く潰してしまえと評判の悪かった野外のぼっ

とん便所が災害時一番活躍した。その後、生徒たちが感謝の意を込めて掃除、リメイクをしていた姿でした。災害に強いのはぼっとん便所なんだと認識できました。市役所の危機管理課の前にある、今はないかもしれませんが、3,000円の非常用トイレを見ると、いつもこれを早く買わなくちゃいけないと思いつつ買えない自分があります。トイレを通して災害時の生活の備えをしなくてはいけないと思っています。

質問については以上なのですが、最後に要望というかお願いがあります。

昨日の藤本議員の質問にあった空き家対策とも関係があると思いますが、樹木の管理についてです。

阿波町の林地区の東川原に鎌保市とか開かれる通称鎌保庵という大師堂があります。昔は住職がいて周りの墓地の管理とかもしていたのですが、今はいなくて地域の方が掃除等で整備をしています。8月下旬に敷地の北東にある大きなイチョウの木の枝が、枝と言っても丸太ぐらいあるんですが折れて、北側の十川ゴムの敷地に一部倒れ込み、電線や器物を破損しました。先ほど言ったように枝だと言ってもかなり太く、クレーンを使ってつり上げなくてはいけないぐらいです。土地の持ち主の住所を調べて環境衛生課のほうで手紙で連絡をしたそうです。十川ゴムは全く触らないと言っています。私の近所にも六十一庚申塚という歴史的な文化財がありますが、大きなセンダンの木があって根元が土台のコンクリートを割り、放っておけば前の民家に倒れるということで自治会で金を出して伐採しました。ご神木とか地域のシンボルとか言われても、住民が迷惑しているものについては考えてほしいと思います。例えば市場町大影、境目のイチョウの木もそうです。県指定の天然記念物かもしれませんが、隣に道路や民家があり。

○議長（笠井一司君） 暫時小休いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時34分 再開

○議長（笠井一司君） それでは、再開いたします。

○12番（中野厚志君） 樹木の管理についてもお願いします。失礼しました。

以上で終わります。

○議長（笠井一司君） これで12番中野厚志君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番武澤豪君の一般質問を許可いたします。

6番武澤豪君。

○6番（武澤 豪君） それでは、議員番号6番武澤豪、ただいまより一般質問を始めさせていただきます。

今回の質問は、阿波市による進学者、卒業者に対する補助、制度についてです。

ある統計では、保育所から高校卒業まで全てを公立で進学した場合、約550万円の教育費が子ども1人当たりにかかると言われていています。これは、食費を除く教育費用のみにかかる金額と言われております。近年は中学、高校も阿波市近辺の高校だけでなく徳島市内へ通学する生徒、また反対に他の市町から阿波市の中学へ来られる生徒も多数いるようで、学業の選択肢も増えてきており、さらなる負担が考えられます。阿波市では、子育てするなら阿波市を町田市政の重点項目に掲げ、阿波市の子どもたちがよりよく成長するために様々な補助や制度が整えられています。

まず、1点目として阿波市の中学生、高校生へどのような補助があるのかについて答弁を願います。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） 武澤議員の一般質問の1問目、阿波市による進学者、卒業者に対する補助、制度についての1点目、阿波市の中学生、高校生へどのような補助があるのかについて答弁させていただきます。

現在、子育て支援の一環として教育委員会が実施している中学生、高校生を対象とした補助金について説明させていただきます。

まず、令和元年度より小・中学校及び特別支援学校に入学する際に、入学祝金として児童・生徒1人当たり1万円を支給させていただいております。また、令和3年度より中学3年生を対象に、高校の入学準備等に必要の支援として義務教育修了祝金1万円を支給させていただいております。令和5年度からは新規事業として、小・中・高の修学旅行費の一部を補助する修学旅行費補助金制度を創設しており、小学生では1人当たり5,000円、中学生では1人当たり1万円、高校生では1人当たり1万3,000円を支給させていただいております。加えて、18歳となる新成人には、1人当たり1万円を支給する新成人祝金についても併せて創設しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 武澤豪君。

○6番（武澤 豪君） 答弁いただきました。

阿波市では、小・中学校、特別支援学校に入学する際の入学祝金、高校入学準備への支援として義務教育修了祝金、小・中・高校生の修学旅行費用の一部を補助する修学旅行費補助金制度があり、18歳となる新成人には新成人祝金があるとのことでした。

再問に入ります。

最初の質問の前に、保育所から高校卒業まで全て公立で進学した場合、約550万円の教育費が必要と述べました。ここから大学へ進学した場合、国立大学、公立大学では学費のみで4年間約250万円、私立大学となると学部にもよりますが文系は4年間で約450万円、理系となると4年間で約600万円となり、その上に交通費、生活費などの費用も必要となります。近年では経済の低迷による家計状況の悪化、また大学の学費が高騰し、進学の手がかりがなくなっています。そんな中、大学進学の際には経済的理由で進学が困難な優れた学生に学費を支援する奨学金制度があります。令和2年度学生生活調査によると、奨学金を受給している学生の割合は、大学では49.6%、短期大学で56.9%の方が利用されているそうです。中でも、奨学金を利用する学生の9割が日本学生支援機構の奨学金制度を利用しているようです。

この奨学金にも様々なものがあるようで、1、給付奨学金、こちらは一定の水準を満たすことで利用でき、返済する必要がない奨学金です。2、第1種奨学金、こちらも一定の水準を満たすことで無利息で貸与を受けられますが、返済が必要となります。3、第2種奨学金、こちらは一定水準を満たすと学生支援機構の基準を満たすことで貸与を受けられますが、返済が必要でかつ利息がつきます。第1種奨学金の上限は月額6万4,000円、第2種奨学金の上限は月額12万円となっており、第1種奨学金を上限まで、つまり6万4,000円を4年間貸与を受けると6万4,000円掛ける48か月で307万2,000円と多額の金額にはなりますが、私立大学の授業料が450万円必要であるなら第1種奨学金だけでは賅うことはできません。その他教科書代金や生活費を第2種奨学金で約200万円貸与を受けるとした場合のシミュレーションを立ててみました。第1種奨学金300万円、第2種奨学金200万円貸与を受けた場合、年利率0.369%で定額返還方式にて来年4月より返済を開始した場合、毎月の返済額は2万1,160円、返済終了予定は2044年3月と20年の歳月がかかります。阿波市の職員の初任給は約1

8万円であり、手取り金額は約15万円となります。ここから奨学金を差し引き、食費や必要な経費を差し引くと自由に使える金額は本当に微々たる金額になります。

では、再問として、大学進学者及び卒業生に対して、阿波市の制度はどのようなものがあるかについて答弁願います。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） 武澤議員の一般質問の1問目、阿波市による進学者、卒業生に対しての補助、制度についての再問、大学進学者及び卒業生に対して阿波市の制度はどのようなものがあるのかについて答弁させていただきます。

本市では、大学進学制度として、勉学の意欲を有しながら経済的な理由で修学が困難な方に修学の機会を確保することを目的とし、奨学金を貸与しております。大学生1人当たりの貸与額は、国公立大学は月額2万円、私立大学は月額2万5,000円を貸与しております。奨学金の貸与を受けた学生は、修業年限終了後6か月を経過した後に返還義務が発生しますが、返還期間15年以内で無利息と負担の少ない制度となっております。

また、本市では卒業生に対する制度として奨学金等返還支援助成金事業を実施しております。この事業は、本市の総合戦略の基本目標、新しい人の流れづくりの中で、人材の確保と市外から移住をはじめとした定住促進事業として平成29年7月から実施しております。この制度は、奨学金を借りていた学生が社会人になって返還するときに市内に住民登録があり現在居住している方で、引き続き5年間を超える期間、市内に居住する意思がある方に返還金を一部助成するものでございます。市外に就労された方や卒業後就職までに空白期間がある方でも助成可能としております。返還を開始した方でこの事業を活用される方は、年間上限10万円を5年間助成されます。また、専業農家従事者については、年間上限20万円を5年間助成されます。

今後においても、勉学に意欲のある学生が安心して教育が受けられるよう奨学金貸与事業の周知に努め、さらに奨学金等返還支援助成金事業を十分活用していただくことで本市の人材確保と定住促進につながるよう、県外の大学等にもチラシ、ポスターを作成し制度の周知に努め、対象者の支援に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 武澤豪君。

○6番（武澤 豪君） 答弁いただきました。

阿波市でも独自の奨学金貸与制度があり、国公立大学は月額2万円、私立大学は月額2

万5, 000円を貸与、無利息で15年以内に返還、また奨学金等返還支援助成金事業として定住促進事業と関連して、阿波市内に住民登録があり現在居住している方で引き続き5年を超える期間市内に居住する意思がある人には年間上限10万円を5年間、専業農家従事者には年間上限20万円を5年間助成されるとのことでした。

再問の前に、シミュレーションの表を作りましたのでご覧ください。(パネルを示す)

阿波市からの助成でかなりの救済はされるものの、5年間経過すると通常の支払いが始まります。現在の社会情勢では、この金額で恋愛や結婚、子育てができるとは到底思えません。徳島県でも審査はあるものの助成制度があり、県内で3年以上就業し、そこから5年間上限20万円を助成するなどの対策を取られて、ある程度返済にゆとりができるとは思いますが、ある調査では奨学金返済に対して3か月間以上延滞している方が約3.6%、約15万人いると言われ、奨学金が基で自己破産する若者もいることから社会問題にもなっています。この現状を考えると、奨学金を利用して大学を卒業された未来ある若者が恋愛し、結婚、出産、育児と人生を歩むことが可能と考えますか。大学卒業から20年間、つまり40歳を超えるまで借入れのある異性を結婚対象として考えることができるでしょうか。(パネルを示す)先ほどの表ですが、500万円を20年間、総支給額を約218万6,000円、手取り額を184万円とした場合、補助なしでは1年間に使える金額が奨学金返済したのみの金額で154万6,080円となります。ここから食費、必要経費を引いて生活するような形になります。一般企業に就職の場合、10万円の補助があり、164万6,080円、専業農家になった場合は174万6,080円と非常に使える金額の幅は広がりますが、5年間の補助のみで、5年後にはこちらの金額が返済という形になりますので、この金額、昇給もあると思いますが、その分この金額だけで恋愛、結婚、出産ができるかどうかというのをいま一度検討していただきたいと思います。

子育てするなら阿波市と掲げている以上、若者の負担を少しでも取り払い、恋愛、結婚、出産が安心してできるよう、いま一度助成制度を見直していただきたいと思います。未来の阿波市を担う、日本を担う若者が負担を考えるとなく学び、明るい将来を夢見る環境づくり、またその道を示すことができるのは行政の仕事です。現在の阿波市の奨学金貸与制度、奨学金等返還支援助成金事業の利用に対する周知をお願いするとともに、未来ある若者に補助という形でなく投資する意味でも助成期間の延長も含め、ぜひ様々な支援の検討をいただきたいと思います。そうすることで奨学金の完済を少しでも早めることができ、社会人として恋愛や結婚、出産につながる未来になるように心から期待いたしま

す。どうぞご検討をよろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（笠井一司君） これで6番武澤豪君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番樫原浩二君の一般質問を許可いたします。

2番樫原浩二君。

○2番（樫原浩二君） それでは、今回3問の質問をさせていただきます。

早速、質問に移ります。

今回質問するのは、阿波市の教育行政についてと過去の質問、その後どうなったのかという検証の3点です。

まず、1点目、全国的に少子化が進んでいますが、阿波市も例に漏れず児童・生徒数が激減していますが、このような環境下で教育委員会としてのお考えをお聞かせください。

○議長（笠井一司君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 樫原浩二議員の一般質問の1問目、阿波市の教育行政についての1点目、児童・生徒数が減少しているが、教育委員会としてどのように考えているのかについて答弁させていただきます。

現在、全国的にも人口減少の急速な進行に直面しており、阿波市においても最も重要かつ深刻な問題となっております。それは児童・生徒数の推移にも表れ、少子化に対応した活力ある学校づくりが求められております。阿波市内の児童・生徒数の現状を見ますと、令和5年5月1日現在、小学校1,426人、中学校814人、合計2,240人となっております。今後、5年後の児童・生徒数を出生者数のデータから予測しますと、小学校1,144人、中学校733人、合計1,877人となり、5年後には367人、率にすると16.2%減少することとなります。教育委員会といたしましては、児童・生徒が減少している中で学校の標準規模、複式学級への対応、さらには小規模校によるメリット、デメリットを考えることが重要であると考えております。

学校の標準規模については、学校教育法施行規則第41条に、小学校の学級数は12学

級以上18学級以下を標準とする、ただし地域の実態その他により特別の事情があるときはこの限りでない」と明記されております。しかし、県内においては11学級以下の学校が多くを占め、現在のところ各市町村において標準規模を重視した学校の統廃合は行っていない状況です。複式学級への対応については、阿波市では現在複式学級のある学校はありませんが、今後複式学級となる学校も予測されております。その際には、県に複式解消の加配教員を要望するなどの対応が考えられます。小規模校のメリットにつきましては、児童・生徒に対し目が届きやすくきめ細かい指導が行いやすい、一人一人の存在感や役割を持たせやすく、リーダーとして活躍できる場面が多いなどが挙げられる反面、子どもたちの価値観や人間関係が固定されることや学習内容の深まりや広がりやが難しいなどのデメリットもあります。

このように、学校の標準規模と複式学級への対応、小規模校によるメリット、デメリットについて検討するとともに、各学校の児童・生徒の学びの状況を把握し、保護者や地域の方々のご意見等をお聞きしていくことが重要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 檜原浩二君。

○2番（檜原浩二君） ありがとうございます。

先ほどの答弁の中で複式学級となる学校も予想されると、また小規模校によるメリット、デメリットはいいんですがデメリットもあるとの答弁でした。今後は非常に難しいかじ取りを背負っている教育委員会ですが、私は今年1月18日に先行的に小中一貫校を実現した東かがわ市に視察に行ってきました。これは背中合わせですけど、香川県です。引田町と白鳥町、大内町、3町が合併してできた町なんですけど、平成16年に当時の市長が児童・生徒数がもう激減していくという統計が出てましたので、子どもたちのことを一番に考え、一番に考えますよね、子どものことを、まず。強いリーダーシップを発揮し、小中一貫校の道筋をつくったと役所の方々からお聞きしました。平成16年ですから、これでも実現するまでに反対意見、当然あります、地域から小学校とかなくなるというたら。家も建たんし、若い子は来んようになったら困ると、小さな子どもの声も聞けんようになったら困る、そんなふうないろんな意見がありましたけど、このときの市長が子どものためにやるんじゃというふうな強いリーダーシップでやっても20年かかっとなんです、これ20年。今から始めても20年後ですからね。この阿波市も今から20年後っていうたら、小・中学校はどういうふうになつとるんかと不安になってきますよね。

ここに阿波市の教育委員会のほうから、児童数の推移と将来予想という資料をいただいたんで。これずっと見ていったら小学校単位で多い少ない、減る部分が多い少ないはあるんですが、八幡小学校、市場町にありますけど、これは令和10年、今から5年後ですけど、入学生が5人、令和11年度も5人、1桁になっとんです。ほれとあと、これはびっくりしたんですけど、大俣小学校は6年後には入学生が1人です、1人になっとんです、入学生が。1人やったら、親の方が同級生がおらなんだら、ひよっとしたらほかの学校に行くかもしれませんよね、あくまで予想ですけど。そしたら、大俣小学校は入学生がいないというふうなことになると思います。大俣小学校も、日開谷小学校と大影小学校が合併して大俣小学校というふうになってますから。このことで今後、阿波市も小中一貫校の取組予定、やっていくのかどうなのかご答弁をお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 樫原浩二議員の一般質問の1問目、阿波市の教育行政についての再問、小中一貫校への取組の予定はあるのかについて答弁させていただきます。

小学校から中学校へ進学し、新しい環境での学習や生活が円滑に移行できるよう小・中連携や小中一貫教育の取組は必要となります。県内では、地理的に分散した小・中学校が人的、物的に連携する分散型小中一貫教育や同一地域の学校やこども園、社会教育施設などが地域一体で教育に取り組む一体型小中一貫教育という徳島モデルの学校づくりを展開しているところがあります。本市においても、中学校進学に伴う教育環境の変化等により、生徒が戸惑いや不安を感じることなく学習や生活が円滑に移行できるよう小・中学校間で教職員による出前授業を行ったり、中学校のオープンスクールに小学生が参加したりするなど、中学校進学への不安を減らす取組を行っております。

議員ご質問の一体型の小中一貫教育については、今後少子化がさらに進むことが予想される中、義務教育の機会均等や教育水準の維持、向上の観点を踏まえ、学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う諸問題への対応が重要な課題となります。そのため、それぞれの地域の実情に応じた最適な学校教育の在り方や学校規模を主体的に検討することが必要になると考えております。一体型小中一貫教育の導入については、国や県の様々な先行的な取組を踏まえつつ、本市における今後の児童・生徒数の動向を注視するとともに、児童・生徒にとってよりよい教育環境について保護者や地域の皆様方と意見交換を図りながら研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 檜原浩二君。

○2番（檜原浩二君） ありがとうございます。

教育長の最後のくだりの中で研究してまいりたいとの答弁をいただいたんですが、私の認識では役所言葉の研究の意味は現時点ではやるつもりがない、検討しないとのことだと私は認識してんですが、それはしょうがないです。阿波市が始まってから19年目ですけど、今回小中一貫校の質問をするのは初めてということで、そういったことであまり次々と発言はしにくいというのものもあるんでしょうが。これは5年、10年ではできる話ではないんです。これは今委員会も何もない状態なんです、阿波市の小学校の合併云々の話なんですけど。ほなけん、検討委員会ぐらいは立ち上げてもいいのではないのでしょうか。子どもが減っていくのはもう分かり切ってますから、今の小学生の子が今から20年後というのはちょうど、そういうふうな子育て世代になってくると思うんですが、こんだけの子どもさんしかおらんのに、この子どもさんが全部阿波市に残ったらの話ですけど、大概都会に何人かは出ていきますので、その子どもたちがまたご結婚されてお子さんを産むんやったら、ますます子どもさんがすごく減ってしまって、複式やったら1年生、2年生とか20人ぐらいを想定されとると思うんですが、1、2、3、4年生ぐらいいかなんだら20人ぐらいになりませんよね。そしたら、もう教室の中で何が何やら分からんようになりますよね。ほやけん、今回こんな感じで一石を投じましたのでよく考えてみてください、未来ある子どもたちのために。

これは大きな問題になると思うんです。私が思うには、今回はごみ問題で大分わさわさなっていますが、非常にこれは大事な問題だと思うんです。だけど、一応市の考えがあると思うんですが、この小中一貫校の市長のお考えをお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（笠井一司君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 檜原浩二議員の一般質問の再々問にお答えさせていただきます。

小中一貫教育についてということでございますが、阿波市に限らず、市長部局と教育委員会部局というのはあくまで独立しているということは認識しております。あくまで再々問で私の考えということでございますが、基本的には先ほど高田教育長の述べたことと同様になるんですが、これはたしか2016年、平成28年、教育基本法とかの改正によって、最近全国的に小中一貫教育、いろんなモデル、いろんな種類があるんですけど、これも地域の実情に応じた、そういったことが増えているというのは確かでございます。なぜかといいますと、小学校の6年間、中学校の3年間、9年間という長いスパンで同じ子ど

もがいろんなカリキュラムを組んでいけるんですね。そこにメリットがあるというような認識でございます。それが、阿波市で子どもは宝でございます。要するに、子どものためにそれがよくなるか、ならないかというのを阿波市の実情に合わせて、先ほど高田教育長も言いましたように、教育委員会を中心に、もちろん保護者、関係者も踏まえまして阿波市の将来推計もいたしまして、そこらは全く同じ答弁なんですけど、そこらについては一步踏み出して研究してみたいと思いますので。

ちょっと中身の薄い答弁でございますが、以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 榎原浩二君。

○2番（榎原浩二君） 急にご答弁を求めて失礼しました。だけど、やっぱりこれは市の子どもさんへの根幹ですから。本当に真剣に考えていただいて、よりよい学校生活を送れるようにしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

これは去年質問したリサイクルセンターに粗大ごみを持ち込めない方の対応です。これは他市というか対岸の吉野川市、くくりはあるんですが、松茂町、美馬市、小松島市、石井町とか、徳島市とか、阿南市とか、各戸別に粗大ごみを取りに来てくれるんですが、阿波市は今現状では1か月に1回、それで3時間、4時間ぐらいの時間で自分で持ってこいって言うんですが、この件に関して持ち込めない方の対応について、どなんぞしてほしいということを行ったんですが、その後の検証をお伺いしたい。お願いいたします。

○議長（笠井一司君） 岩野市民部長。

○市民部長（岩野竜文君） 榎原浩二議員の一般質問の2問目、粗大ごみの収集・運搬についての令和4年第4回定例会で質問したリサイクルセンターへ持ち込めない方の対応について、その後の検証について答弁をさせていただきます。

令和4年第4回阿波市議会定例会において、議員より、粗大ごみをリサイクルセンターへ持ち込むことが困難な方への対応についてご質問をいただき、その後、近隣自治体における取組の有無や既に実施している自治体への聞き取り調査を実施いたしました。また、議員からご質問いただいた後も、粗大ごみの戸別収集について市民の方よりご相談をいただいていることから、市民の皆様のニーズがあり、取り組むべき課題であるものと認識しております。一方で、粗大ごみの戸別収集の実施に当たり収集体制の整備、費用負担の在り方やコスト面について十分検証していく必要があると考えております。

こうしたことを踏まえ、家族等の支援を受けることができない高齢者世帯などに配慮し

た本市の実情に合った新たな粗大ごみの戸別収集を一日も早く市民の皆様にお示しできるよう、鋭意検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 樫原浩二君。

○2番（樫原浩二君） ありがとうございます。

最大限前向きな鋭意検討という言葉いただき、ありがとうございます。張り切ってやってください。期待してます。もう何にもないところから始めるんですから、大変と思います、本当に。まず、一步は出てませんが半歩ぐらい出ましたので、どなんぞいい方向にしていただけたらと思います。苦労があるかと思いますが、市民の方がにこっと笑ってくれますのでよろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

これも去年質問した、災害時に生活するときの水の確保、協力井戸の確認の結果を知りたいということなのですが、この災害時協力井戸というのは、阪神大震災のときにライフラインがことごとく壊れてしまって生活用水、洗濯する水から何もかもが止まってしまって非常に困ったということで、10年ぐらい前に阿波市がそういったことで災害時に使える井戸を募集したという経緯があると思うんですが、そのときに自分の家には井戸があるけん、災害のときにいいよ、使うてよということだったんですが、登録時だけ確認をして、その後は一切確認をしていない、井戸の所有者任せということで、その間10年間の間に家が空き家になったり、草が生え過ぎて何か分からなくなったり、つるべがないとか、ポンプもないとかなっては困るけん確認してきてという質問をしました。その結果、どうでしょうか、お願いいたします。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 樫原浩二議員の一般質問3問目、災害時協力井戸の管理について、令和4年第4回定例会で質問をした災害時協力井戸の管理について、現地確認の結果を伺いたいについて答弁をさせていただきます。

令和5年4月1日現在、災害時協力井戸の登録数は101件であり、現在職員が順次現地調査を進めております。調査の概要につきましては、井戸周辺の地形や目視により井戸の状態を調査し、災害時に井戸が安全に利用できるかどうか確認しており、年度内に全ての井戸を確認してまいります。途中段階ではありますが、現在までに調査した井戸につきましては安全に利用できる状態であることを確認しております。また、井戸水の水質調査

につきましても今年度20か所分の予算を確保しており、現在までに9か所から調査の要望をいただいております。加えて、災害時協力井戸を効率的に活用できるよう、井戸の所有者の方のご理解が必要となりますが、所在地などを取りまとめ、ホームページへ掲載できるよう検討してまいります。

今後とも、本制度についてホームページ等により周知し、災害時に周辺地域の方に井戸水を提供していただける方を募集し、生活水の確保に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 榎原浩二君。

○2番（榎原浩二君） 年度内に全ての井戸を確認するという言葉をいただき、少し安心しました。本当は去年質問してから今日現在までの、今101件か2件とおっしゃってましたけど、今現在何件できとるんか。登録してから10年たつとんで連絡つかん家とかも中にはあるかもしれんですが、それも聞きたかったんですが、再問に通告してませんのでやめときます。

今回大きな質問、小中一貫校という質問をさせていただきました。本当に子どもは宝ですので、阿波市のほうも前に掲げとるように、子育てするなら阿波市になっておりますので、どうぞ理事者の皆様方、市長、副市長、教育長の皆様、どうぞよろしく願いいたします。これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（笠井一司君） これで2番榎原浩二君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番榎原伸君の一般質問を許可いたします。

14番榎原伸君。

○14番（榎原 伸君） 14番、志政クラブ、榎原伸です。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

まず最初に、3月議会での代表質問に続きまして阿波病院の再編についてお聞きします。

令和元年、厚生労働省から全国424の公的病院の再編統廃合が発表され、地元の阿波

病院が対象病院として実名公表されました。市民から不安の声が上がったことを受けて、地元自治体としての受け止め方を聞くべく質問台に立ちました。当時は副市長の町田市長が、阿波病院は地域医療を支えてくれている病院で、阿波市にとってはなくてはならない病院だと答弁があり、本年3月の代表質問でも病院再編に要する費用面をはじめ課題を検討すると再編案に向けて一貫して真摯な姿勢を見せてくれております。そして、時を同じくして、阿波市選出の大塚明廣県議会議員も6月の県議会一般質問の中で、阿波病院の機能強化に向けての県の考えを質問されました。後藤田知事は、阿波病院が地域住民の期待に応えられる医療が提供されるよう、厚生連、そして地元阿波市と連携して県としてしっかりと取組を進めていくとの前向きな答弁でした。

そこでお聞きします。

経営主体である徳島厚生連も阿波病院の再編に向けてランドデザインを描き、施設整備方針を検討していると聞いております。当然地元自治体との実務者レベルでの協議も行われていると思いますので、その協議の経緯と今後の見通しについてお聞きします。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 榎原伸議員の一般質問の1問目、阿波病院の再編についての1点目、実務者レベルでの協議段階に入っていると思われるが、これまでの経緯と今後の見通しについて答弁をさせていただきます。

議員ご質問の実務者レベルでの協議につきましては、令和4年3月に開催されました第3回阿波病院再編検討委員会において阿波病院の再編計画の素案が示され、再編に向けた方向性、地域医療への対応、施設整備の考え方などが議論され、その中で病床数や費用面など検討すべき事項が上げられております。この検討事項を協議するため、本市とJA徳島厚生連の実務者レベルでの協議の場を設け、これまで複数回実施し、検討事項等について協議を重ねているところでございます。協議内容の詳細につきましては、現在のところ調整を行っている段階であるため、答弁を差し控えさせていただきます。また、今後の見通しについてでございますが、運営主体であるJA徳島厚生連にお伺いいたしましたところ、国からは地域医療構想に係る各医療機関の対応方針の策定や検証、見直しについては今年度末までに完了するよう要請されていることから、実務者レベルでの協議がまとまり次第、JA徳島厚生連が阿波病院再編計画（案）を作成し、阿波病院再編検討委員会においてご意見をいただき、最終の計画を確定させた上で東部地域医療構想調整会議において計画に基づく具体的対応方針の合意を得る必要があると伺っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 檜原伸君。

○14番（檜原 伸君） ただいまの答弁では、実務者レベルでの協議は複数回行われたとのことですが、調整段階なので内容については控えさせてもらいますと。恐らく資金調達など突っ込んだ協議を重ねていると思うのですが、部長おっしゃるとおり慎重になる理由も分かりますのでよしとします。今後の見通しについては、再編ありき、この言質を取りたかったのですが、それにはまだまだ県と協議が必要なようです。徳島厚生連としても、地元自治体と協調して一日も早く阿波病院再編計画（案）を確定し、県の東部地域医療構想調整会議での合意を得られるよう作業を進めていくものと思います。

ここで、私がなぜ4回もこの阿波病院再編について質問をするかといいますと、一つはこの春阿波病院にリハビリ入院をしてみて、病院の老朽化の実態と回復期の病床数の逼迫、その現実を体験して、地域を支える医療が崩壊の危機にさらされていると感じたから、これがまず1点です。そして、もう一点は理事者の中には徳島厚生連が運営主体の阿波病院再編に地元自治体が支援することに疑問を抱いている方、阿波病院に支援するのは公平性、中立性に欠けるとの認識をお持ちの方がおいでるようですので、厚生連病院について少し補足説明をさせていただきます。

厚生農業協同組合連合会が運営する病院、すなわち厚生連病院は全国で103あります。地域医療の担い手という一定の社会的役割を果たしており、公的3病院と言われております。この厚生連病院は農業協同組合法に縛られているという性格上、固定比率などの規制を受けるために病院や健診センターといった固定資産の値が大きい傾向から老朽化対策や建て替えの投資判断がしづらいつの指摘をされております。また、農協改革により院外利用の規制などがなく社会医療法人への転換という選択肢が与えられたものの、不採算医療の実施が要件となっているほか、特別養護老人ホームの運営はできないというような規制もあり、公的3病院の中でも人口の少ない地方自治体に多く存在し、経営状況は厳しいものの医療機関不足に悩む地域医療を支える公的病院の役割を担っていることから、厚生連病院を抱えるほとんどの自治体が特別交付税による経営補助を実施しております。ご理解いただけただけでしょうか。この阿波市は農業が盛んで高齢化が進む農村であることは間違いありません。市民が住み慣れたこの地で安心して暮らし続けるためにも、医療と介護の充実は欠かせません。いわゆる地域包括ケアシステムをしっかりと根づかせるためにも、阿波病院の再編、また存続を望みます。

阿波病院は急性期、回復期患者や地域在宅医療、介護のための多くの役割を果たしております。吉野川医療センターからの回復期患者を受け入れる後方支援病院としての位置づけ、また阿波市内の小児科病院が高齢化や後継者不足で減少が予測される中、子育てするなら阿波市の充実に小児科専門医による診察や入院ができる病院を継続しております。そして、県中央部唯一の救急告示病院として2次救急患者の受入れ病床が確保できております。さらに、公的病院として感染症法に位置づけられる発熱外来やワクチン接種、新興感染症回復患者の後方支援病院としての機能を併せ持っております。隣接の阿北特別養護老人ホームの協力医療機関として、夜間の緊急診察などの対応をしております。在宅医療、訪問介護、健診機能による医療・介護の連携拠点として役割を果たしております。このいずれの機能も代替はききません。そのことを最もよく分かっておられる町田市長、そしてさきに申し上げました厚生連病院の性格上、厳しい経営内容もよく分かっておられる町田市長に阿波病院再編に向けてどのような支援をお考えなのかお聞きします。

○議長（笠井一司君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 榎原伸議員の一般質問の1問目、阿波病院の再編についての再問、市長の考えはについて答弁をさせていただきます。

議員のご質問にもありましたように、阿波病院におきましては令和元年5月に厚生労働省のほうより発表された地域医療構想に基づき、再編・統合の再検証が求められており、現在運営主体であるJA徳島厚生連を中心に阿波病院再編検討委員会において、メンバーにおきましては阿波市の医師会長、JA阿波市の組合長なども入っておりまして、私も委員として出席をしております。私自身の考えといたしましては、これまでも繰り返し申し上げてまいりましたが、阿波病院は災害時に災害医療の支援病院の役割を担い、平時には県央部の地域医療、在宅医療を支える拠点病院として地域の中核的な役割を担う公的医療機関であるとの認識を持っております。一方で、施設の老朽化に加え医師の高齢化や不足などにより、今後県央部の安定的な医療提供体制の確保について危惧しているところでもございます。このような状況下、市長に就任させていただきまして、先月25日に徳島県庁で開催されました知事・市町村長会議におきまして、後藤田県知事に対しまして阿波病院の必要性を十分説明した上で、施設整備をはじめ再編に向けての支援を強く要望したところでございます。

今後、本市におきましては運営主体であるJA徳島厚生連が示す対応方針を踏まえ、支援方法などを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願い

申し上げまして答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 檜原伸君。

○14番（檜原 伸君） 町田市長は阿波病院再編問題を新ごみ処理施設問題に次ぐ重要課題と捉え、先月には後藤田知事に直接阿波病院の必要性を説明して再編に向けた県の支援を強く、強くとおっしゃいました、強く要望されたそうです。その行動力に敬意を表しますが、仮に阿波病院が廃止となった場合、阿波市もそうですが県全体から見ても回復期機能病床は大きく不足していますので、入院難民があふれ、医療崩壊につながりかねない事態が予測されます。地域医療の崩壊は地域社会の崩壊にもつながり、人口流出といった負の連鎖が生まれます。このことは決して誇張ではなく、最終判断の局面を迎えた今、地元自治体の市長の言動にはインパクトがあると思います。町田市長には阿波病院が農村社会に根差した公的医療の担い手という厚生連病院の特徴をしっかりと捉えて、その機能が弱体化しないように再編可能な財政支援をお願いして、次の教育行政についての質問に入らせていただきます。

まず、1点目は通学路の安全対策についてお聞きします。

阿波市議会には教育者の議員が2人もいますので、学力向上などは中野議員や藤本議員にお任せして、私は重いランドセル問題について、今回は登下校における問題点、この通学路の安全について質問をしたいと思います。

千葉県八街市で下校中の児童5人が飲酒運転のトラックにはねられ、2人の児童が死亡、3人が大けがを負う事故から2年がたちました。この事故を受けて一斉点検が行われ、全国の通学路の点検で対策が必要とされた危険箇所7万6,000か所のうち、対策が講じられたのは6割だそうです。阿波市では毎年夏休み期間中に通学路の一斉点検が行われていますが、交差点改良や通学路の変更など、その改善内容と今後の取組についてお聞きします。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） 檜原伸議員の一般質問の2問目、阿波市の教育についての1点目、通学路の安全対策について答弁させていただきます。

本市では、平成24年度より児童・生徒の安全確保の取組として、毎年小・中学校の通学路において通学路危険箇所合同点検を実施しております。例年8月には各学校から事前に提出された通学路に関する危険箇所の状況報告を基に、学校、PTA、道路管理者、警察、教育委員会、青少年育成センター、スクールガードリーダーが参加し、現地調査を行

い、状況確認を行っております。点検後は、参加者からの専門的、技術的な助言を基にハード面、ソフト面から総合的に対策を検討して、早期に改善できるよう通学路の安全性の向上、確保に取り組んでおります。令和4年8月に実施した通学路合同点検の結果では、市内43か所を点検し、そのうち39か所で対策が講じられ、改善率は90.7%となっております。改善されていない箇所についても、引き続き関係機関と連携、協議を重ね、危険箇所の改善に向けた取組を実施しているところでございます。点検結果や対策内容については関係機関で認識を共有するため、学校ごとの対策一覧表及び対策箇所図を作成しており、阿波市ホームページに掲載しております。各学校の安全対策の取組では学校安全計画を作成し、児童・生徒の交通安全の確保を図るため、児童・生徒が命の尊さを学ぶことはもとより、危険箇所を確認するなど指導をしております。加えて、阿波吉野川警察署の協力により交通安全教室を開催したり、定期的に教員や保護者、交通安全協会、青少年育成センター、スクールガードリーダーと連携し、交通安全指導を行っております。

今後におきましても、学校や保護者、地域の方々、関係機関などと連携・協働して児童・生徒の交通安全対策に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 檜原伸君。

○14番（檜原 伸君） ただいま答弁では、通学路の安全対策では平成24年から8月には通学路危険箇所の合同点検を実施して、大変暑い中でご苦労さまですが、点検後は専門家の助言も取り入れてハード面、ソフト面両面の対策を実施しているとのこと。昨年の実績として市内43か所を点検し、そのうち39か所の対策を実施したと。こうした実施内容をホームページに掲載して、関係機関と認識を共有しているようです。今答弁を聞いて未実施の4か所が気になるのですが、実施され次第にホームページに掲載されることを信じて、まとめに入らせてもらいます。

私は地元治安会のメンバーとして毎月近くの市道の交差点で立哨といたしますが、立ち番もしてるんですが、非常に気になるのが徳島市内に向かう車が全部とは言いませんが、かなり速度を出しております。危ないなと毎回思っております。そこで千葉県のことを脳裏をよぎり、もう少し速度を落として運転してほしいと思っております。そして、重いランドセルを背負って登校する児童の何と無防備なこと、このことに不安が募ります。今後の計画、取組についてもお聞きしましたが、見守りなどのソフト対策は全国的に見ても89%とほぼ対策が講じられているようですが、速度規制などの安全対策は6割にとどまっ

ているようですので、阿波市はそんなことはないと思いますけども、速度抑制効果が見込まれるゾーン30プラス、この取組、タイミングよく今朝の徳島新聞の朝刊に江原南小学校ですか、周辺の通学路に設置されたと記事が載っておりました。そうしたゾーン30プラスや横断歩道近くの舗装に段差舗装というか、車が通るとその振動を感知する、そしてそれによってドライバーへの注意喚起を促す、そういった取組を要望させていただきます。

次に、食農教育について質問いたします。

阿波市の教育目標である食育を基本とした知・徳・体の調和の取れた生き抜く力の育成、この食育を重要視した教育目標はすごく私は高く評価をしております。農業立市の阿波市ですので当然と言えばそれまでですが、この目標に大いなる期待をしております。今不登校の小・中学生が24万人にも上ると聞いて、私の子どもの頃は病気やけがでもしない限り学校を休むなんてことは許されませんでしたのでショックを受けております。生きづらさを抱えた子どもが増える中で、このかけがえのない命と向き合う食農教育を力強く進めるべきで、お米や野菜作りを経験した子どもは逆境を生き抜く力が自然と身につくのではないのでしょうか。これは私や農業議員の武澤議員だけの思いではないと思います。ゲームなどの仮想空間では味わうことのできない、泥まみれになってのリアルな農業体験こそ真の教育ではないのでしょうか。阿波市では、お米をはじめ野菜、果樹、畜産も営まれております。食農教育を実践するには申し分ない環境だと思いますので、阿波市の食農教育への取組についてお聞きします。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） 樫原伸議員の一般質問の2問目、阿波市の教育についての再問、食農教育について答弁させていただきます。

本市では、第2次教育振興計画の教育目標1として、食育を基盤とした知・徳・体の調和の取れた生き抜く力の育成を掲げています。豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためにも何より食が重要であると考え、家庭や地域、関係機関と連携しながら食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につける取組を行っております。その一つとして、児童・生徒にAwa産Our消Myメニューコンテストを実施したり、栄養教諭による食育の授業等も行ったりしています。各校においても食育全体計画を立て、様々な学習を進めています。農業体験等につきましては、各小学校で生活科や理科、総合的な学習の時間において、低学年ではミニトマトやキュウリ、中学年ではヘチマやゴーヤ、高学年では米やカボチャの栽培などを行っています。異学年での交流を兼ねて、1年生から6年生

と一緒に協力して芋苗を植えている学校もあります。また、モチ米で餅つきをしたり、米でパットライスを作ったり、小麦でうどんを作ったりしている学校もあります。中学校では、職場体験の中でJ Aの方と連携したり、実際に農家の方の家で農業体験をしたりしている学校があります。総合的な学習の時間において、農家の方の講演を聞いている学校もあります。本市では各校の地域の実態に合わせて、様々な特産物を栽培している農家の方々やJ A、土地改良区の方々のご協力により、食と農業をつなげた学習が進められています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 檜原伸君。

○14番（檜原 伸君） 食農教育に関しては、今おっしゃったようにA w a産O u r 消M yメニューコンテストの実施に加えて、各学校で野菜作りから始まってモチ米栽培での餅つきやお米でパットライス作り、また小麦でうどんの実食をしている学校もあるようです。ここで、これまた要望になるんですけども、命を育む食農教育は阿波市を挙げて取り組んできたと考えております。今も答弁にありましたけども、地元J Aとの連携を図り、阿波市の農業振興策の中には教育機関との連携事業などもありますので、こうした食と農の応援団を増やして、栽培はもとより食材の調達から調理までを全て子どもたちにやらせてはどうでしょうか。子どもたちが大好きなカレー作りから始めて、このM yメニューコンテストで選ばれたレシピまで発展させるというのはどうでしょうか。そうした貴重な体験学習に加えて、学びということですので食料自給率の低さや地産地消がなぜ大事なのかもぜひ分かりやすく伝えていただければと思います。

最後に、阿波市の農業振興について質問いたします。

1点目は、阿波市独自の農業支援策の周知と成果についてお聞きします。

私が初当選して最初の選挙で農業振興を公約に掲げていたので、私は最初の質問で県下一の農業総生産高を誇る阿波市なのに、国の直轄事業ばかりで阿波市独自の農業支援策がないと質問いたしました。時の市長からは、今は私も就任したばかりで阿波市ではどのような作物が生産されているのか、また作物ごとの販売高など阿波市農業の実力をデータ化しています、このデータを基に阿波市独自の支援策を示したいと答弁がありました。有言実行といえますか、翌年の平成23年には市長から加工品等開発推進事業をはじめ9つの支援事業が示されました。規模拡大や6次産業化を考えている農業者にとっては非常にありがたい事業だと思いますが、予算がなくなり次第終了、打ち切りとなっているものもあり

ます。こうした事業内容についてはどのように周知しているのか、そして各事業の実績は結構ですので、成果についてお聞きします。

○議長（笠井一司君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 榎原伸議員の一般質問の3問目、農業振興についての1点目、阿波市独自の農業経営支援策の周知とその成果について答弁をさせていただきます。

本市は独自の農業経営支援策として、平成23年度から平成29年度にかけて活力ある阿波市農業振興事業、平成30年度から令和4年度にかけて伝統・挑戦・活力の阿波市農業振興事業、また本年度からは魅力と活力で次世代につなぐ阿波市農業振興事業を市単独事業として継続的に実施しております。これら事業の周知につきましては、市ホームページ、広報あわ、ケーブルテレビなどを活用し、農業に携わる多くの皆様に事業の活用について周知しているところでございます。本事業は、農業者の皆様の要望に応えられるよう第2次及び第3次阿波市農業振興計画の策定時には随時見直しを行っており、現在は県単独補助事業への上乗せ支援や新規就農支援、6次化産品加工施設整備など、17にわたる事業を実施しているところでございます。

本市は、県を代表する農業地域として本市の農業を力強く支えるため積極的に事業推進しており、市単独事業としての成果は新規就農者の育成をはじめ、農業施設や機械の導入促進、また加工施設の整備や6次産業化の促進など、本市農業振興に大きく貢献しているものと認識しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 榎原伸君。

○14番（榎原 伸君） 阿波市では平成23年度の活力ある阿波市農業振興事業に始まって、名称は変われども市単独事業を継続しており、現在では17の事業が実施されているようです。新規農業者育成や6次産業化においても大いに貢献されていると答弁がありました。またその周知方法はホームページや、また広報あわ、ケーブルテレビとのこと。

確かに、私の周りでもこの事業によってスムーズに6次産業化ができた方がおいでます。理事者側に座られている岡本次長が農業振興課在籍のときに立ち上げましたおおげつひめプロジェクト、ここで農業女子を募集しました。そのときに採用された女性もブドウの栽培技術を習得して、次なる挑戦として干しブドウの加工販売を思案していたときに市

の6次化商品開発推進支援タイプ、これを知りまして申込みをしたそうです。阿波市独自の支援事業が干しブドウ作りのきっかけとなり、彼女もこの事業は大いに助かりましたと言っておりました。答弁にありましたように、実行や成果が見込まれる市単独支援事業ですので、もう少し申請内容を簡素化して、もっと多くの希望者に活用してもらおう努力をお願いしたいと思います。

2点目は、経営所得安定対策事業の周知と実績についてお伺いします。

県下の農業総生産高を誇る阿波市農業ですが、最も高い生産額を誇るのはやはりお米です。そのお米、日本人の主食であるお米ですが、戦後政府は増産増産に力を入れて、今度はお米が逆にだぶつき出したら減反政策に切り替えて、今では適正在庫に近づいたということで減反はそれぞれ何か自主判断になってきております。こうした米政策の延長線上で経営所得安定対策等交付金事業なるものが策定されたと思っております。所得確保に向け飼料米や輸出米といった新規需要米など、産地交付金におけるメニューが国単位で4つ、県単位で10設定されております。しかし、どの交付金も難しい要件が示されております。例えば、この事業の中の産地交付金の中に産地戦略助成というのがあります。地域の指定する品目、また県が指定する野菜、果樹、花卉などに対して交付金が出るというのですが、地域の阿波市の指定する3品目が、これはブロッコリーとレタスとナスなんですけども、この3品目が新規拡大分と継続分と二毛作に分かれます。当然10アール当たりの単価が違うのは、これは分かるんですけども、よく聞いてください。新規拡大した面積について、示された要件は新規拡大分については3品目の合計面積が継続分に対し、新規拡大した面積について支援をする。お聞きのとおり、非常に分かりづらい内容となっております。農家の人からしたら、ややこしいからもうええわとなってしまいそうです。複雑な難しい要件が課せられている経営所得安定対策等交付金事業ですが、これをどのように周知して、またこの事業で成果は上がっているのかをお聞きします。

○議長（笠井一司君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 樫原伸議員の一般質問の3問目、農業振興についての再問、経営所得安定対策事業の周知とその成果について答弁をさせていただきます。

経営所得安定対策事業は、担い手農業者の農業経営の安定に資するよう諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金と、農業経営のセーフティーネットとして当年産の収入が減少した場合に、その減少額を補填する交付金が措置されるものです。さらに、収入保険制度の実施、また麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化や水田の畑地化

を推進する水田活用直接支払交付金が措置されております。本事業の周知につきましては、毎年3月頃に10アール以上の農地を所有し本事業に該当すると見込まれる約3,800名の農業者の皆様に郵送により事業案内を行っているほか、市ホームページ、広報あわ、ケーブルテレビなどを活用し、農業に携わる多くの皆様に事業の活用について周知しているところでございます。また、本事業の近年の傾向としては、飼料用米の申請増加が顕著であり、令和元年度と4年度で比較しますと作付面積で約4倍ほどの増加となっております。

次に、本事業の成果といたしましては、交付金により安定した収入が確保され、コロナ禍においても農業経営の維持、安定につながっていると考えており、農業者の皆様におかれましては必要に応じて事業活用をお願いしたいと考えております。

本市といたしましても、農業者の皆様のお力添えができるよう、引き続き国、県、JAなど関係機関と連携し、農業者の皆様が効果的に本事業を活用していただけるよう周知を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 檜原伸君。

○14番（檜原 伸君） この事業の周知は、さきの市単独支援策同様ホームページなどに加えて、3月には10アール以上の農地所有者に対して、3,800名ですか、事業案内を送付していると。このことは、私も10アール以上持っていますので事業案内が配布されてきます。当然事業案内に目を通して、同封の水稻生産実施計画書及び農作物共済加入申込書を農業振興課のほうに提出していますので、その実態をよく分かっております。そして、答弁にもありましたように、この事業の成果として安定した収入確保と農業経営の安定、維持につながっているとのことですので、これも要望になるんですけども、もう少し要件緩和を図っていただいて持続可能な阿波市農業の確立に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

そして、この経営所得の安定対策事業の中に戦略作物助成というのがあります。対象作物が麦、大豆、または飼料作物なんですけども、これに対して10アール当たり3万5,000円交付されるというもので、阿波市もかつては県下でも有数の麦作地帯でしたので、復活に期待を込めて再々問をいたします。

私は10年前から小麦を栽培しております。麦は米や野菜などと違って技術面の不安がなく、誰にでも作れる汎用作物だから10年間作り続けてきました。それと、もう一つの

理由が、その上にお米をやめて戦略対象作物である麦を基幹作とすると、先ほど言いました10アール当たり3万5,000円、それに技術向上加算で平均収量なら1万2,300円、さらに畑作の直接支払交付金3万円、そして実際に販売して販売高、麦は安いですから10アール当たりで1万円から2万円、3万円、これは相対なので分かりませんが、1万円としても合計で麦を作れば10アール当たり8万7,000円弱収入があります。私は今の水田活用の直接支払交付金事業があるうちに麦作を振興すべきと考えます。水はけの良い土壌という条件はありますが、誰にでも作れる汎用作物ですので、今50ヘクタール以上もある耕作放棄地の解消にもつながり、食料自給率向上にもつながります。今、阿波市の学校給食ではパン食が週1.0、1.5、原料の小麦粉が年間10トンほど必要だそうです。そのうち10%は県内産の米粉をブレンドしていますので9トン、これを原麦に換算しますと15トンぐらい、30キロの原麦が500袋ぐらい需要が見込めます。当然、阿波市の学校給食の地産地消率の数値も上がってくると思います。さらに、麦は食物繊維が多く含まれていることから、食育活動に、また食農教育にも貢献すると思います。そして、もっと大きいことと言わせてもらいますと、国家という視点に立っても今国民的課題となっている食料安全保障の強化にもつながります。阿波市は何度も言いますが、県下有数の麦作地帯でした。ただいま申し上げました戦略作物の助成や畑地化促進助成などがある今をチャンスと捉えて、強力に麦作を振興すべきと考えますが、阿波市の麦作への取組についてお聞きします。

○議長（笠井一司君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 檜原伸議員の一般質問の3問目、農業振興についての再々問、麦作振興について答弁をさせていただきます。

国内では小麦、二条大麦、六条大麦、裸麦の4種の麦が生産されておりますが、食用麦については小麦、大麦で8割から9割、裸麦で約4割を輸入に依存しております。また、2020年農林業センサスによる本市の状況としましては、小麦の作付経営体数が9経営体、作付面積が871アールとなっており、県全体の11.5%を占めております。本市での麦作は過去にはお米の裏作として盛んであったものの、本市の気象条件では麦の収穫時期と雨が重なり、品質が低下し販売単価も安くなること、また消費者が新米をできるだけ早く食べたいとの需要が多くなり、コシヒカリなど早期米の作付が増加し、麦の作付が減少するなど、本市での麦作振興については様々な課題が存在しているものと認識しております。一方、地産地消を推進するため、伝統の食文化である御所のたらいうどんでの市

内産小麦の活用などがされており、イベント時期には多くの観光客が市内産小麦を使用したというどんを目的に訪れるなど、今後も市内産小麦への一定の需要はあるものと認識しているところでございます。麦作振興のためには徳島県北部の気象条件に合致した新品種の導入が重要であり、本市の文化・伝統を継承するためにも県や全農による新品種の実証が行われるよう期待するとともに、麦を栽培する農業者には経営所得安定対策事業での交付金の活用を推進し、経営安定の一助となるよう周知を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 檜原伸君。

○14番（檜原 伸君） ただいま2020年のデータらしいですけども、小麦を栽培している経営体は9つ、非常に激減しております、ショックです。答弁では、阿波市産小麦の一定の需要が見込まれると認識しているので、麦作農家の経営安定の一助になるよう周知を図ると、そういうご答弁でしたけども。何度も言いますけども、かつて阿波市は県下一の、県下でも有数な麦作地帯でした。それで、今、本当にこういう戦略作物の助成があったりしてチャンスなんです。ぜひ強力に麦作を振興していくという答弁を聞けるよう、次回も質問していきたいと思えます。

部長、私のところに最近麦を栽培したいという人が何人も来られるんです。私は10年間やっていますので、その交付金の内容であったり栽培方法を詳しく説明してきました。そのうち、なんと2人がこの秋60アールほど小麦の種まきをするそうです。外国産にほとんど依存している小麦です。当然天候異変や紛争など、有事にはその相場は急騰して、食糧危機に見舞われます。そういった観点で、食料安全保障強化というような点では私も入れて3人の面積、7トンか8トンしか採れませんけども、これを取るに足らないとせざるに、阿波市が経営安定対策交付金のモデル市であるように目指してもらいたいと思えます。私が幼い頃の田園風景、また麦の秋と書く麦秋、この阿波市の農村地帯の原風景が至るところで見られる、そんな阿波市を期待して全ての質問を終わります。

○議長（笠井一司君） これで14番檜原伸君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時53分 休憩

午後2時02分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番黒川理佳さんの一般質問を許可いたします。

1 番黒川理佳さん。

○1 番（黒川理佳さん） 議席番号1 番、無所属、黒川理佳、ただいまより一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に一言、先日まちづくりの研修をNPOの方が開催しました。にし阿波観光圏のほうから講師をお呼びして勉強会が開かれ、夜7時からの開催ではありましたが、20名を超える参加者の熱意と、何よりも行政の方が2名参加してくれたことが本当にうれしく思いました。6月議会で職員の研修について質問させていただきましたが、官民の連携、市長が掲げる市民とのスクラムを態度で示していただけた気持ちになり、阿波市がよくなる未来を感じることができました。市長は今後もまちづくりミーティングを行い、スクラムを強固なものにしていただけるものと思います。まちづくりは比較的官と民がスクラムを取りやすいと思いますが、今後はほかの分野でも官も民も一緒によりよい阿波市へ動いていただきたいと思います。

さて、そんな阿波市ですが、強みはやはり農業です。阿波市の未来を農業でという質問に対しては6月にも市長に答弁いただきましたが、少し切り口を変えてもう一度農業について、産業経済部長にはちょっとご足労を願うんですが質問のほうをさせていただきます。

阿波市は、この令和5年3月より第3次農業振興計画を策定しています。ここには阿波市の強みである農業を振興するべく計画がつづられているのですが、その中には有機農業へ取り組むモデル地区づくりについても明記されています。有機農業の推奨は、持続可能な農業への取組には欠かせないと考えます。国も去年度よりみどりの食料システム戦略を策定し、有機農業を増やす計画を出しています。

そこで、第1問、農業でのまちづくりについて、阿波市第3次農業振興計画とみどりの食料システム戦略の具体的な連携についてをご答弁願います。

○議長（笠井一司君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 黒川議員の一般質問の1問目、農業でのまちづくりについての1点目、阿波市第3次農業振興計画とみどりの食料システム戦略の具体的な連携について答弁をさせていただきます。

本市は令和5年3月に第3次阿波市農業振興計画を策定しており、その計画の中で今後の本市農業振興の重要な柱の一つとして、国のみどりの食料システム戦略の趣旨に即した

農業と環境の共生を掲げ、その実践に向けた取組を進めることとしております。具体的には、安全・安心な農産物の生産手法や環境負荷低減への取組、低コストで省力的な農業経営の実現、消費者の環境保全型農業への理解、農業者と消費者が一体となった持続的な産地形成などを進めてまいります。既に本年6月にはJAや県などの関係機関をメンバーとした阿波市みどりの食料システム推進協議会を設立し、グリーンな栽培体系への転換サポート事業を開始しており、今年度には有機農業についての講演会をはじめ、有機農業に対する消費者理解の醸成の取組を実施する予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） ただいま答弁いただきましたように、安心・安全な農産物の生産方法や環境負荷低減への取組、低コストで省力的な農業経営の実現、消費者の環境保全型農業への理解、農業者と消費者が一体となった持続的な産地形成を進めていただけるとの回答をいただきました。こうした取組は、耕作放棄地の減少、女性や高齢者の農業者への支援、農福連携などにも今後大きな役割を担ってくると考えます。家庭単位で農業に関心を持つ取組を進めたり、国や県との連携も図りながら阿波市の農業が子どもたちの誇れる産業となるよう市を挙げての取組を期待します。

ドイツのクラインガルテンと呼ばれる小さなかわいい畑の借用制度などを取り入れた移住者に向けた取組もいいのではないのでしょうか。私たちの体は食べ物でできています。この生きる上で最も大切な食べ物を作るという尊い産業を阿波市が担っているということをもっともっと伝えていきたいです。そして、その阿波市で採れた農産物、さらには農薬もほとんどかかっていないものを子どもたちに食べさせることができる町、こんなすばらしい町で子育てができるのなら、子育てするなら阿波市を体現できるのではないのでしょうか。

そして、子どもたちは給食の比重がとても大きいです。給食は子どもたちのためによりよいものをと考えていくことが、子どもたちの未来を守る大きな足がかりだと考えます。既に阿波市は野菜の地産地消率が群を抜いて高く、新鮮な地元野菜を食べることができるというのはこの上ないすばらしいことだと思います。そこにもう一步、先ほども述べた有機の農産物を阿波市が推奨して作り、給食で食べることができるということが子どもたちの、そしてひいては農業者の明るい未来へとつながるのではないのでしょうか。

そこで、再問としてみどりの食料システム戦略を活用した給食食材の提供についてをお聞きいたします。

○議長（笠井一司君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 黒川議員の一般質問の1問目、農業でのまちづくりについての再問、みどりの食料システム戦略を活用した給食食材の提供について答弁をさせていただきます。

先ほど申しあげましたとおり、本市の第3次阿波市農業振興計画では、国のみどりの食料システム戦略の趣旨に即した農業と環境の共生を基本方針に掲げ、有機栽培技術の定着と人材育成、また有機食材の学校給食への導入など、有機農業をはじめとする環境に配慮した農業の浸透を図ることとしております。一方で、現段階において有機農産物を給食に提供することにつきましては、生産量の確保や購入単価はもとより、有機農産物を生産する農家の育成、有機JAS認証などクリアすべき課題が多くあるのが実情でございます。

こうしたことから、今後は国のみどりの食料システム戦略の実現に向けた様々な支援策を有効に活用しながら有機農業の定着を図るとともに、教育委員会やJAなど関係機関と十分協議しながら有機農産物を学校給食の食材として届けることができるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） 何度も繰り返しますが、食べたもので私たちはつくられています。その大事な根幹を支える農業が、私たちの町の第1次産業であるという誇らしい事実をもっともっと強みに変えていきたい、そしてその未来には子どもたちが切り離せません。人がつないで昔から今、そして未来へと世界はつながっています。私たちが住む阿波市の農業という産業が尊いものであるということを、農業と教育を連携させ、子どもたちにつないでいきたいと考えます。もちろん、課題も多々あるかと思いますが、子どもや孫の顔を思い浮かべながら、子育てするなら、食べ物が安心・安全で安定配給ができる阿波市でしょと胸を張って言える町にしていきたいです。

それでは、再々問、農と教育が連携した阿波市独自の取組をしてはどうかについて答弁願います。

○議長（笠井一司君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 黒川議員の一般質問の1問目、農業でのまちづくりについての再々問、農と教育が連携した阿波市独自の取組をしてはどうかについて答弁をさせていただきます。

現在、農と教育が連携した本市独自の取組としましては、野菜ソムリエコミュニティ阿波と連携しながらキッズ野菜ソムリエの育成を行っており、子どもから子どもへ、そして子どもから大人へという新たな食育の形を創造し、一人でも多くの子どもたちが楽しみながら野菜や果物に触れ、その魅力を伝えていくこと、あるいは子ども自身が野菜嫌いを克服し、健康な心と体を養うことを目的としております。本事業は平成27年度から開始しておりますが、令和4年度までに計542名のキッズ野菜ソムリエが誕生し、同一自治体での育成人数は全国でもトップクラスの実績を誇ります。また、土成町にございます西日本でも有数の次世代型園芸施設トマトパーク徳島におきましても毎年度市内小学校からの見学を多く受け入れていただいております、子どもたちが本市農業についての知識を深める効果的な体験学習の場となっております。また、第3次阿波市農業振興計画の重点的な取組の一つである次世代への魅力あふれる阿波市農業継承プロジェクトでは、農業と地域や自然環境の関わりに焦点を当て、子どもたちの成長段階に合わせた農業体験や先進技術、また生産者の思いに触れる機会のさらなる提供に取り組むなど、今後においても本市独自の取組を通じて農業に対する親しみを醸成し、農業の楽しさや重要性、地域とのつながりと生きがいの意識を育むことで、次世代の子どもたちに阿波市農業の持つ魅力をつないでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） ただいま答弁いただきましたように阿波市は農業立市であるため、子どもたちへの取組も恵まれていると思います。キッズ野菜ソムリエなども、とてもいい取組だと感じます。ただ、まだイベント的な要素が多く含まれているので、今後は生活に欠かせない取組として農業と教育のさらなる連携をお願いいたします。

今回は農業振興課のほうから答弁いただきましたが、農業と教育の連携は、先ほど樫原伸議員のほうも食育のほうで質問されていましたが、教育委員会との連携も欠かせません。今後とも横の連携を密に取りながら、農業という強みを子どもたちにしっかり伝えていける取組をお願いいたします。私も樫原伸議員とさらなる連携を取りながら食と農を支援できるような体制を整えていきたいと思いますので、今後ともよろしくをお願いいたします。

第2問目は、阿波市の観光戦略についてお聞きしたいと思います。

冒頭でもお話しさせていただいたに阿波観光圏では、現在体験型教育旅行という修学

旅行を既存の観光地ではなく、農家さんのおうちに民泊しながら農業や農家の日常を体験するというスタイルのものが人気になっているそうです。西阿波は、三好市、美馬市、東みよし町、つるぎ町の2市2町で形成されています。私たちの阿波市は徳島の東側というほうの分類ですので西阿波とは観光圏が違うのですが、スタイルで言えばにし阿波観光圏に学ぶべきことがたくさんあると考えます。まず、西阿波では、山間でする農業、傾斜地農業を世界遺産登録しました。これにより傾斜地農法という生産性で言えば極めて少ないとされる農業を守ることに成功しています。この傾斜地農法は資源循環型の最たるものと思われ、生産性度外視で守るべきものとして扱ったことが重要な観光源となりました。それを大きな売りとして、海外の旅行者のみならず体験型教育旅行という子どもたちに伝えるべきものとして成立したのです。傾斜地農法が守られてうれしい、子どもたちが来てくれてうれしい、少しお小遣いももらえる、そのお金でまたよりよい未来へと投資できると教育旅行受入れの皆さんはとても生き生きとされているそうです。その教育旅行の受入れが人気があり過ぎて、民泊家庭が足りていないほどと聞きます。私たちの住む阿波市は、そこに参入するポテンシャルを大いに持っていると思います。先ほどの答弁でも、部長のほうからそのような回答もいただきました。

そこで、第2問目の1つ目、阿波市の観光戦略について、農業での観光戦略についてお聞きいたします。

○議長（笠井一司君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 黒川議員の一般質問の2問目、阿波市の観光戦略についての1点目、農業での観光戦略について答弁をさせていただきます。

本市では、第2次阿波市総合戦略に基づき持続可能なまちづくりを推進するため、新しい人の流れづくりを重要課題の一つと位置づけ、地域の観光資源の磨き上げ、発掘に加え、情報発信の強化に取り組んでいるところでございます。現在、本市の農業と観光を結びつけているコンテンツとしましては、御所のブドウ狩りやブルーベリー狩りなど収穫体験できる観光農園をはじめ、新鮮な野菜や果物を気軽に購入できる農産物直売所、また農村の生活や自然、文化に触れることができる農家民宿、さらに御所のたらいうどんフェアや食マルシェなど農と食を絡めた様々なイベントなどがございます。加えて、近年では遊休農地を活用し、地元団体による景観形成活動によりヒマワリやコスモスなど四季の花々が市内一円に彩りを添え、新たな人の流れを生み出しております。また、特産品認証制度の構築により、阿波市産野菜、阿波ベジのブランド化や6次産業化の推進など、農産物の

販路拡大や知名度アップにも積極的に取り組んでいるところでございます。

議員ご提案の体験型教育旅行は、これまで観光資源の対象としてあまり認識されていなかったものが新たな観光コンテンツとして評価を受けるなど、本市においてもこうした潜在的な観光資源があるのではないかと感じております。一方、体験型教育旅行は宿泊先や安全性、衛生面の確保などの課題も多くあると考えておりますが、近年体験型教育旅行のニーズは増加傾向にあることから、今後におきましても先進事例や情報収集を行うなど研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） 何度も繰り返しとなりますが、阿波市の農業は県内でも一番を誇れる産業です。その農業を観光、教育、商工とも連携を取りながら強みを生かした戦略を望みます。教育は主体的な取組に加え、最近では課題解決型の学習というのが大きなウエートを占めてきています。課題解決型の学習に取り組むのに体験は欠かせません。体験で言えば、農業という土を触り作物を育てるという最高の教材が阿波市にはあふれています。先ほど提案したクラインガルテンなども視野に入れ、農業を阿波市の大きな観光資源としての活用をよろしく願いいたします。

それでは、もう一つの阿波市の観光資源、土柱周辺に目を向けていきます。

先日、土柱で竹灯籠のイベントがありました。有志の皆さんが竹灯籠を準備され、とても幻想的な土柱を見ることができました。会場はとても幻想的でした。ところが、案内には駐車場がそよ風広場となっていました。そこで、そよ風広場に車を止め、歩いていくと、そこは真っ暗な道でした。道は細く砂利が多くあり、滑りそうになりました。一応携帯の電気と小さな懐中電灯は持っていましたが、横には落ちるとけがしそうな崖、大げさでもなく私たちは身を寄せ合って会場に向かいました。すると、痛っという家族の声、蛇にでもかまれたのかと大慌てしましたが、真っ暗でうまく見えません。懐中電灯を当ててみると松の枝が落ちていて、それが刺さったようで事なきを得たのですが、あまり夜に来たことがなかったのでこちらはとても盲点でした。今後、そよ風広場と土柱の連携を考える上で道はとても重要であると考えます。キャンプ場としての活用も考えているとのことなので、夜道のこと考えなくてはなりません。

そこで、再問として土柱周辺の整備についてお聞きいたします。

○議長（笠井一司君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 黒川議員の一般質問の2問目、阿波市の観光戦略についての再問、土柱周辺の整備について答弁をさせていただきます。

阿波の土柱は昭和9年に国の天然記念物に指定され、また平成29年には四国らしさの感じられるすばらしい景観四国八十八景に認定されるなど本市を代表する観光名所であり、周辺の地域資源も含め、交流人口の増加に向けてさらなる磨き上げが必要であると考えております。一方で、阿波の土柱周辺地域は文化財保護法や森林法、自然公園法などの法令の制限もあり、適切な保存と管理を行い、次の時代へと確実に継承する必要があります。原田定信議員のご質問にもございましたが、本市としましてはこのようなことを踏まえながら、議員お話し的那样風広場から土柱までの接続道路など土柱周辺整備につきましては、各種規制を所管する関係者と協議を進め、費用対効果を見極めながら対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） 暗さだけではなく、土柱の道は木の根がアスファルトを押し上げ、現在バリアフリーとは呼べないほどになってきています。高齢者の方や障害をお持ちの方も気軽に行ける観光地づくりこそ目指すべきものであると考えます。また、3月には土柱の上のトイレに対し迅速な対応をしていただき、本当に感謝しております。トイレ、そして道は観光には欠かせないものです。こちらも産業経済部だけでなく建設部のほうとの兼ね合いにもなるかと思いますので、連携を取りながらの対応をよろしく願います。

それでは、次は第3問に移ります。

この8月に奈良県の橿原へ研修に行ってきました。こちらでは官と民の連携を取る民間の方3名が講師となり、とてもいい学びをいただきました。そこでしごとコンビニというシステムを知り、興味が湧いた私は終わった後も担当の方に質問をしながら阿波市にも導入できないかと考えていました。しごとコンビニとは、働きたいけれど何かしらの制限で少しだけ働きたい人と、仕事を頼む側の少しだけ手伝ってほしいというニーズを発掘し、結びつける事業で、岡山県奈義町をはじめ全国に広がりを見せる事業です。シルバー人材派遣の全世代型みたいなイメージのシステムと考えていただければと思います。奈良県橿原でもシルバー人材は今極度の人材不足と高齢化に悩まされており、その連携にもとても役立っているというお話で、今後はその連携を強化していくとのお話でした。民間で導

入するには年間のシステム導入料や人件費などがネックになってくるのお話もいただき、やはり官との連携が望ましいようです。

そこで、産業経済部長、最後の質問となります。しごとコンビニのシステムを市でも導入してはどうかについて答弁願います。

○議長（笠井一司君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 黒川議員の一般質問の3問目、しごとコンビニの導入について、しごとコンビニのシステムを市でも導入してはどうかについて答弁をさせていただきます。

しごとコンビニとは、議員からもお話がございましたが、仕事を通じて多様な人の望む生き方を実現するを理念に、人を起点とした人づくりと仕事づくりを官民連携で行う業務委託型短時間ワークシェアリング事業を指すものと認識しております。具体的には、年齢や時間など何かしらの制限があり、これまで働きたいけど働けなかった人たちがメンバー登録をして自分の都合に合う仕事を選び、パートやバイトなどの雇用ではなく、業務契約により仕事をしてもらう仕組みで、仕事を依頼する企業や個人の方のメリットとして少ない手間や経費節減、生産性向上などにつながる面があるようでございます。一方、事業を実施するには事前に仕事を依頼する方や仕事を探している方のニーズの把握、またその調整役といった重要な役割を担う事業者も必要となります。こうしたことから、今後におきまして雇用情勢や先進事例、また利用ニーズの情報収集を行うなど、調査してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） 何度も質問に答弁していただきまして本当にありがとうございます。しごとコンビニは、先ほども言いましたがシルバー派遣の性質と子育て世代の仕事復帰、また何らかの理由で仕事から遠ざかった方の復帰にもとても相性がいいとお聞きしました。最近では副業可能な会社も増えており、男性の短時間参入も期待できると思います。こちら、これからの阿波市の課題解決の一つとして取り入れを検討してはいかがでしょうか。

それでは、次は4問目に入ります。

夏休みが明け、子どもたちは2学期が始まりました。秋は気候がよく、行事もめじろ押しです。しかしながら、夏休み明けは学校に行けなくなる子どもが増える傾向にありま

す。学びは本来喜びのはずです。その喜ぶべき学びの場が苦しい場所になっているとしたら、それは私たち大人がシステムを考え直すべきだと考えます。

そこで、前回武澤議員からも質問がありましたが、いま一度お聞きします。第4問、学校の体制について阿波市の不登校に対する取組はどうなっているかお聞かせ願います。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） 黒川議員の一般質問の4問目、学校の体制について、不登校に対する取組はどうなっているかについて答弁させていただきます。

文部科学省の全国調査では、不登校児童・生徒数は9年連続で増加し過去最多となっており、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、COCOLOプランが取りまとめられており、本市においても大きな教育課題の一つであると認識しております。各小・中学校の不登校児童・生徒への関わりとしては、担任や学年主任、管理職による家庭訪問などを行い、子どもや保護者の心に寄り添った取組を行っております。そのほか、保護者との教育相談、養護教諭の保健室での関わり、別室登校、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる保護者や生徒のカウンセリング等を行っております。生徒の希望により、タブレットを活用してオンライン学習を実施しているケースもあります。市教育支援センター、阿波っ子スクールでは、社会的な自立を図るために多様な学習の機会を提供しております。

本年度より新しい取組としては、家庭への訪問型支援やICTを活用した支援を進めています。さらに、より一層、児童・生徒に寄り添い関わられるよう指導員を1名増員し、心理的支援を必要とする児童・生徒も多いため、スクールカウンセラーについても2名増員しています。市教育委員会では不登校問題等対策協議会を実施し、各小・中学校の生徒指導担当者や青少年育成センター指導員、子育て支援課、相談員、各地区の主任児童委員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援教育巡回相談員等で様々な立場から児童・生徒を支援する方法を協議しております。

今後も新しい効果的な取組を模索し、教育支援センターの機能強化を図るとともに、一人一人の児童・生徒の状況に応じた多様な学習機会を提供し、主体的に社会的自立に向かうよう学校、家庭、地域、関係機関と連携して組織的に支援してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） 何か問題が生じているときは、システムがそこに合っていない

と考えます。現在、日本の教育はまだ戦後につくられた学校教育法に重きを置くものであり、見直しこそ常にやってきているとはいえ、私たち大人の学校に対する概念はそこが基につくられています。しかし、時代は目まぐるしく変化しており、さらには新型コロナウイルスによる日常の変化で子どもたちだけでなく我々大人でも対応し切れない出来事でありました。さらには、インターネット普及による急速なグローバル社会への参入と変化のスピードに大人でも目が回ります。変化の時代には柔軟に対応すべきだと考えます。

答弁にもありましたように、阿波っ子スクールや別室登校、さらには新しい取組としての訪問型支援やICTの活用、またスクールカウンセラーの増員など対応を取っていただいていることは本当にありがたく思います。しかしながら、世の中はさらにスピードを上げて変化しており、そこに対応する我々大人は学びには多くの選択肢があることを知ってほしいと考えます。フリースクールやステップルーム、またコミュニティ・スクールや第3の居場所は既に広まってきておりますが、どれだけの人がそれらについて正しく知っているのでしょうか。ステップルームは、学校内適応指導教室として不登校児童への対応の具体的方策として取り入れる学校が増えてきています。土成の阿波っ子スクールに行くことが少し遠くてネックになるという相談を受けることもあるため、そうした取組も参考になるのではないのでしょうか。阿波市では名称を変えていただきとてもありがたかったのですが、適応指導教室という言い方はやめていただきたいと思います。子どもが学校に行けないことは、適応を指導してもらおうようなことではありません。欲しいのは、指導ではなく寄り添いです。誰一人取り残さないはとてもいいことなのですが、誰もが同じようにということではないのです。子どもは工業製品ではありません。人として子どもに向き合いながら大人の柔軟な対応を今後ともお願いして、この質問を終わりたいと思います。

それでは、長々とさせていただいた質問も最後となりました。最後は、シンプルに主婦として、母親として新ごみ処理施設について質問させていただきます。

ごみは生活において切っても切り離せません。ごみが捨てられない日常は考えたくもありません。しかしながら、昨年度の入札の不調以来、大きな情報がありませんでした。これには議員としてもですが、一主婦として不安が隠し切れません。そこで、新ごみ処理施設の現状と今後について答弁願います。

○議長（笠井一司君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 黒川議員の一般質問の5問目、新ごみ処理施設についての新ごみ処理施設の現状と今後について答弁をさせていただきます。

この質問に関しましては、昨日志政クラブの原田定信議員、はばたきの藤本議員に答弁させていただいております。

中央広域環境施設組合の新ごみ処理施設建設につきましては、阿波町東長峰を建設予定地として、処理方式を燃料化方式、事業方式を公設民営（DBO）方式により令和4年10月に総合評価一般競争入札により事業者の募集を行ったところ、結果として参加を申し出た事業者がありませんでした。今後、新ごみ処理施設整備につきましては、現建設予定地におきまして処理方式を燃料化方式により事業推進することが最善であると考えております。一方、事業方式につきましては、昨今の急激な物価、資材、燃料費の高騰や円安など、これまでの社会情勢からは十分に想定できなかったことが顕在化し、事業者が民営で長期間の運営を行うことにリスクを感じていることが推察されることから、運営に関する資材、燃料費の急激な高騰など事業者のリスクを軽減し、社会情勢の変化により柔軟に対応し安定的な運営が期待できるとともに、市民の安心感も向上することを考慮いたしまして公設公営方式に変更して整備する案を1市2町で構成する新ごみ処理施設整備検討会に提出し、検討、調整した上で対応方針を取りまとめたいと考えています。

今後におきましても、組合や板野町、上板町の2町と連携、検討会におきましては対応方針を速やかに取りまとめ、早期に施設建設を進めるよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） ただいま答弁いただきましたように、ごみについては昨日代表質問でも2名の方が熱い質問をされていました。やはり市民にとって、ごみ処理施設は本当に気になる場所です。今回、公設公営という言葉が出てきました。こちらは急に出てきた言葉で、今までの公設民営と比べてどうなのか、最適解は本当にそれでいいのか。こうしたことを2025年8月の稼働に向けて考えることをやめず、検証していただきたいと思っております。

今の子どもたちも、何年後かには大人になります。現在の大人は、その未来を守る義務があります。世代をつないでいかななくてはなりません。大人の事情があり、大人の対応を求められ、大人の都合で片目や両目をつむって物事が決まってしまうこともあるのかもしれませんが、しかし、子どもや孫世代の顔を思い浮かべて、いま一度私たち大人は目を開いて考えなければならないと思っております。そして、子どもたちに胸を張れるような選択をどうか

お願いいたしまして、黒川理佳の一般質問を終えたいと思います。

○議長（笠井一司君） これで1番黒川理佳さんの一般質問が終了いたしました。

~~~~~

- 日程第 2 議案第 40号 令和4年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議案第 41号 令和4年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議案第 42号 令和4年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 43号 令和4年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 44号 令和4年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 45号 令和4年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 46号 令和4年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 47号 令和4年度阿波市水道事業会計決算認定について
- 日程第10 議案第 49号 令和5年度阿波市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第11 議案第 50号 令和5年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第 51号 阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 52号 阿波市印鑑登録条例の一部改正について
- 日程第14 議案第 53号 阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（笠井一司君） 次に、日程第2、議案第40号令和4年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第14、議案第53号阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの計13件を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。通告がありませんので質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第40号から議案第53号までについては、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会、決算審査特別委員会に付託いたします。

各常任委員会、決算審査特別委員会におかれましては、第3回阿波市議会定例会日割表に基づいて委員会を開催され、付託案件について審査されますようお願いいたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、11日は休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、11日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

12日午前9時30分から決算審査特別委員会、13日午前10時から総務常任委員会、14日午前10時から文教厚生常任委員会、15日午前10時から産業建設常任委員会です。

なお、次回の本会議は、9月21日午前10時に再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時48分 散会